## 平成27年第3回東大和市議会建設環境委員会記録

## 平成27年6月26日(金曜日)

出席委員 (7名)												
委	景 員 長	佐	竹	康	彦	君	副委員長	長 根	岸	聡	彦	君
委	美員	森	田	真	_	君	委員	美	ЛП	圭	子	君
委	美員	関	田		貢	君	委員	員 関	田	正	民	君
委	美員	木戸	一岡	秀	彦	君						
欠席委員 (なし)												
委員外議員 (4名)												
	9 番	中	村	庄 -	一郎	君	1 4 智	<b>對</b>	野	杜	成	君
1	8番	中	間	建	$\ddot{-}$	君	1 9 1	東	口	正	美	君
議会事務局職員 (5名)												
事務	房 局 長	関	田	新	_	君	事務局次	長 長	島	孝	夫	君
議事	孫 長	尾	崎		潔	君	主	任 櫻	井	直	子	君
主	事	須	藤	孝	桜	君						
出席説明員 (7名)												
副	市 長	小	島	昇	公	君	環境部	長 田	口	茂	夫	君
都市到	建設部長	内	藤	峰	雄	君	環境課	長 関	田	孝	志	君
土木	課 長	寺	島	由糸	己夫	君	ごみ対策調	果長 松	本	幹	男	君
環境部	部副参事	長	瀬	正	人	君						

## 会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書(平成15年1月)の更新・再確認を求める陳 情
- (3) 27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治 法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、

容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める 陳情

(4) 所管事務調査の協議について

午前 9時32分 開議

**〇委員長(佐竹康彦君**) ただいまから平成27年第3回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

\_\_\_\_\_\_\_

○委員長(佐竹康彦君) 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

議員の座席につきましては、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐竹康彦君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

\_\_\_\_\_\_

○委員長(佐竹康彦君) 次に、27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書(平成15年1月)の更新・再確認を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

〇議会事務局次長(長島孝夫君) 朗読いたします。

27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」 という東京都環境局への要望書(平成15年1月)の更新・再確認を求める陳情

**〇委員長(佐竹康彦君**) 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

- ○委員(関田 貢君) 今回提案されました空堀川の流域の問題については、いろんな角度で水の問題については、大変過去に努力されて今日この15年度に4市長さんが提案されて、その後12年間経過しているわけですが、何かこの提案後に変わった事業の内容というんですかね、この提案を出されて、陳情を出されて、4市長さんの意向がどのように反映されたかという、12年間の間の経過がありましたら説明してください。
- ○環境課長(関田孝志君) 私のほうからは、環境分野についてというところでお話をしていきたいと思います。 まず、第1点目には、東京都によります狭山丘陵の公有地化、こちらを進めて丘陵全体の保水力を高めると いう努力をしているところです。

2点目としまして、東京都市長会から東京都の予算編成に対する要望事項というところにおきまして、水量 の確保をお願いしているところでございます。

3点目としましては、空堀川水環境確保対策会という課長レベルの会議ですが、そちらで東京都との話し合いの場をつくりまして、継続して話し合いを進めているというところでございます。

以上でございます。

**〇土木課長(寺島由紀夫君)** 私のほうからは、現在東京都が平成15年から行ってきているような内容を述べさせていただきたいと思います。

東京都は平成18年3月に、柳瀬川流域河川整備計画を策定してございます。その整備計画の目標としまして、空堀川につきましては、水量の確保の実現性を検討するとしている計画になってございます。そのような計画

の中、東京都では平成16年1月から平成18年5月まで、柳瀬川、空堀川流域連絡会におきまして、空堀川水量確保分科会を設置してございます。これは、公募委員10人、団体委員3人、行政委員9人の合計22人で水量確保について検討を行いまして、水量確保分科会のまとめと提言を作成してございます。その後も今日まで流域連絡会では、水量確保について議論を行ってきているところでございますが、平成26年度につきましては、玉川上水や野火止用水に送水してございます多摩川上流水再生センター、これは昭島市にあるセンターでございますが、そのセンターや上水橋、東京都水道局小平監視所、それから東村山浄水場、この4つを現地視察しまして、今後の検討を続けることになっているというような状況でございます。

以上でございます。

- ○委員(関田 貢君) 今発表がありましたように、市の環境課の話の中で水の確保対策、東京都もやはり柳瀬 川の水の確保対策を努力されていると。今東京都では、河川の改修工事が進められております。そして、河川 の改修工事で新しい水源のところで、高木のところなんかは水のわき出る水を何とか継続できるような対策を 講じてもらっているということの中で、そういう対策も講じてはいるんですが、空堀川の水量は依然として僕 は対策が抜本対策として、これは今の環境対策面から見たり、あるいは東京都の柳瀬川の計画を見て、先ほど 施設の見学というのをやりました。玉川上水の水の汚水処理の水の使い勝手の研究というのは、ぜひ進めても らいたいと私は思うんですが、その辺の施設見学の中で玉川上水とか、小平上水のところなのかな、橋を見に 行ったという視察報告がありましたけれど、そういう視察報告は将来玉川上水から、そういう水の利用を研究 するための視察だったんですかね、その辺をお伺いします。
- **〇土木課長(寺島由紀夫君)** 今回の現地視察でございますが、まず多摩川上流水再生センターにつきましては、これは多摩川上流の排水を高度処理して浄化しているところでございますが、現在流している量や、どの程度の能力があるかの確認を現地視察では行ってございます。

それから、上水橋につきましては、残堀川と玉川上水が立体交差しているところでございますが、これは伏 せ越しといいまして、この工法を使っているところでございまして、この珍しい状況の確認をして、どのよう な形で流しているのかというのを現地を見て確認したところでございます。

また、東京都水道局小平監視所につきましては、そこのすぐ下流の位置に多摩川上流水再生センターからの 水が放流されておりますので、その状況を確認して、どのような形で流されているのかというのを確認したと のことです。

また、東村山浄水場につきましては、空堀川に面してございますので、水道の原水で使用量も減っているため、水の余裕があるのではないかというようなことが問題になっていまして、そこで荒川から水を送ってくる管も更新されるため、どのような形になっているのか見学したところでございます。

この4つを見学しまして、今後どのようにやっていくかということを流域連絡会で、また今後検討していく というところでございます。

以上でございます。

○委員(根岸聡彦君) 幾つか確認させてください。

要望項目の内容説明がついているんですけれども、この中に(1)から(4)までございます。この対応について、その対応はできるのか、できないのか、その可否について、それぞれ御説明いただければと思います。

○環境課長(関田孝志君) それでは、(1)番の羽村取水堰からの村山・山口貯水池に多摩川河川水を運ぶ導水管から一部を導水するという件につきましては、取水目的以外の利用になる上、多摩川水系から荒川水系へ

の流域変更となりますので問題が多い。また、国、水道局との調整が必要である。このことから、まずは不可能に近いものであると。また、導水施設整備及び維持管理には多くの費用を必要とすると。

2点目の源流部に井戸を設置し、地下水をくみ上げて放水する。こちらにつきましては、河川の流量が目に見えて増加が見込めるほどの水を流すとなれば、日に数千から数万立方の水が必要となります。この場合、これだけの量をくみ上げると、局地的な地盤沈下や広域的な地下水位の低下が想定されますので、これも厳しいものではないかと。また、ここについても施設の設置及び維持管理経費も問題となってきます。

3点目のJR武蔵野線からの湧水を導水すると。こちらについては、JR武蔵野線からの湧水については、空堀川では東村山の御成橋というところから、日量およそ3,000立方を放水しているという状況でございます。 4点目の多摩川上流処理場から玉川上水、野火止用水に送水している再生水、これを新たに分流放水すると。 ここにつきましては、多摩川上流水再生センター、これは昭島にございます。そこから、再生水の総送水量、要は全ての水の送る量ですね、こちらには限界があるということで、これ以上の分流については、それぞれ水が不足するというふうに考えられますので、この辺も難しいのではないかと。ここにつきましても、導水管の整備とか、経費、また年度ごとの送水の経費も必要となってくるところでございます。

以上でございます。

**〇委員(根岸聡彦君)** 今幾つか、やはり施設整備ですとか、維持管理の費用という点も問題になっていたと思うんですが、これらの対策を実施する場合、あるいはその初期費用、または維持管理のための費用で、どの程度のコストが見込まれるのでしょうか。

また、そういった経費というのは、どういうところから財源を持ってくることになるのか、そのあたりを御 説明いただければと思います。

○環境部長(田口茂夫君) 実際に、この工事等における積算等を実際にしたわけではございませんが、仮にということで一つの事例として、ちょっと申し上げをさせていただきたいと思いますが、野火止用水の清流復活に係る先ほどお話しありました多摩川の上流水再生センターからの送水に当たる事業は、今現在実施はされておりますが、その整備に係る導水管の整備におよそ40億円以上かかっているというふうな話もございます。

また、毎年環境局のほうから下水道局のほうに、この水を買っているというような形になるんでしょうか、 数千万円のお金を支払っているというふうな話もございます。実質的には経費は、この金額程度のものがか かっていることも一つの事例としてあるというふうに、ちょっと御理解はいただきたいというふうに思ってお ります。

また、東京都のほうからのお話の中では、仮にもしこれを実施したとする場合につきましては、こういった 経費につきましては、関係市、4市での負担をお願いするというふうな話になることから、関係市についても 数千万円から億の単位の金額が必要になる可能性があるというふうなところで、認識はしているところでござ います。

以上です。

**〇委員(根岸聡彦君)** わかりました。

陳情の要望項目、内容説明の一番最後のところに、河川調査の推進ということで、川底のボーリング調査等を行いということで、河川水量が減少する原因を調査してもらいたいという記述がございますが、この点に対する見解は、どのようになっておりますでしょうか。

**〇土木課長(寺島由紀夫君)** この辺でございますが、東京都によりますと現に浸透してしまっている、そのよ

うな箇所つきまして、原因を追求するというのではなくて、現河川内の水が浸透しないような不浸透材による 河床張り、もしくは低水路の設置などを検討しているところでございまして、不浸透材による河床張りについ ては、もう現に実施しているようなところでございます。

以上でございます。

- **〇委員長(佐竹康彦君)** ほかに質疑はございませんか。
- ○委員(実川圭子君) 空堀川の水不足は本当に深刻な問題だと思っていますけれども、現状で瀬切れというか、水が下流まで続いていない状況があるかと思いますけれども、ここ近年の状況を教えていただきたいと思います。
- ○環境部長(田口茂夫君) 近年の瀬切れという状況でございますが、全てがちょっと把握できているわけでは ございませんが、武蔵村山市から東大和市の芝中の南あたりまでにつきましては、瀬切れが若干しているかな と、若干というよりも長い距離があるかなというふうに思っております。それ以下の下流、東大和市におきま しては、工業用水の部分が流れておりますので、東大和市分については瀬切れが起きていないという状況でご ざいます。また、東村山市におきましては、久米川駅のあたりのちょっと西側あたりで、状況によっては、時 期によっては若干瀬切れが起きているというふうなお話は聞いているところでございます。

以上でございます。

- **○委員(実川圭子君)** この要望書が出されたのは平成15年ですけども、それ以降で瀬切れの距離といいますか、 東村山の瀬切れが起きているところが、近年になってもっと上流までしか行ってないとか、そういうような状 況は把握してないでしょうか。
- **○環境課長(関田孝志君)** そのような状況については、私のほうは情報を得ていないという状況でございます。 以上でございます。
- ○委員(関田正民君) 単純な質問で申しわけないんですけど、青梅、羽村と来ますよね。それで、羽村から水を取りますよね。そうすると、羽村から下の市では交渉とか、そういうのは関係ないわけですか。羽村の下は福生になるのかな、ちょっとどっちに流れているんだかわからないんだけど。いわゆる羽村の堰から今取っていますよね、貯水池でも。また、それで新しく今この空堀川の上流で取りますよね。そのときの権利を、いわゆる羽村だけでいいのか、羽村から下流の市の承諾は要らないのかと、そういう単純な問題なんだけど、わからなきゃわからないでいいですけど。それだけではいかないと思うんだよね、勝手には。
- ○環境部長(田口茂夫君) 羽村の堰からの取水につきましては、水道局側のほうが飲み水として多摩湖のほうに入れておりますので、ちょっと詳細なところまではわかりかねますけども、現実的には水道局さんにつきましては、環境水に使う、要するに飲み水を環境水に使うということ自体はもってのほかだというようなお話を、私どもとしてはちょっと聞いているところでございます。
  以上です。
- ○委員(森田真一君) この陳情されていらっしゃる方の陳情理由も見てみますと、全体としては平成15年に大変いい要望書をせっかく出してくれたのに、その後全然これが北北建では生かされてないじゃないかというお話と読み取れるわけですけども、今は流量のほうで大分困難があるというお話を伺ったわけですけれども、一方で水質のほうも同じように並んでいますので、ちょっとこちらのほうで伺いたいんですが、先ほど緑地の保全については努力をされてきたというお話を伺いましたけども、この内容説明のところで上げているのは、この間住宅地の雨水の貯留浸透施設の対策ですとか、そういったものなんかも含めて、さまざまな施策を講じる

ことで水質の保全をしていくということが述べられているわけですけども、実際この平成15年以降、水質はどういうふうに変化をしているのかということも伺っておきたいと思うんです。幾つか水質の主張はあると思うんですけども、例えばBODだとか、わかりやすいもので何か特徴があれば教えていただきたいと思います。

○環境課長(関田孝志君) 水質については、年々よくなってきているという現状はわかるのかなと思っています。ここで数字的なものをというお話なので、BODについて、今手持ちは18年度の数値が手元にありまして、その数値が東大和では2.8という状況でした。これが25年度になりますと、1.4という数字で数値的には改善が見込まれているというふうに考えてございます。

以上でございます。

- **〇委員(森田真一君)** 済みません、ちなみに基準値は10.0ということでいいんですか。それを今は大きく下回っているという理解でよろしいですか。
- ○環境課長(関田孝志君) 委員のおっしゃるとおりでございます。
- ○委員長(佐竹康彦君) ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇委員長(佐竹康彦君)** 御異議ないもの認め、質疑を終了いたします。 これより自由計議を行います。
- ○委員(木戸岡秀彦君) 先ほど皆様から、さまざまな件で質疑等をお聞きいたしました。実際に自然豊かな東大和市で快適に生活できるというのは、市民にとっては大変に喜ばしいことだと思います。空堀川には水が流れ、魚が泳ぎ、また鳥がさえずるという、そういうのはやっぱり理想なのかもしれないと思います。実際に私も空堀川の水量確保というのは必要性を感じております。しかしながら、この件に関しては、東京都市長会でも要望で取り上げているということでお聞きしております。また、水質改善についても、先ほど市のほうからも一定の取り組みは進んでいるということで、今お聞きをいたしました。もし仮に市が事業を進めようとすると、先ほどもお話をお聞きしましたけれども、莫大な予算が必要であると認識を私もいたしました。そうした現状を踏まえますと、この陳情に要望されている決議につきましては、現在必要ではないのかなと私は思っております。

以上です。

**〇委員長(佐竹康彦君)** ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(佐竹康彦君) 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。 討論を行います。
- ○委員(実川圭子君) この27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水 辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書(平成15年1月)の更新・再確認を求める陳情に賛成 いたします。

これまで、私はずっと川の活動を10年ほどやってきました。環境は非常によくなってきているなというのは

感じますけども、やはり議会の中でも何回か質問させていただいても、結局は水量確保の問題ということで答弁が最終的に、そこに行ってしまうということで、やはりこの問題は非常に大きな問題であると同時に進めていかなければならない課題、大きな課題だと感じています。昨年は国のほうでも水循環基本法が策定されて、河川流域を中心とした地域の水循環をつくり出していく必要が問われています。要望書にある雨水貯留浸透対策については、少しずつ進んできていますけれども、さらに推進して流域全体で保水機能を高めていくことと同時に水源の確保のために、あらゆる検討をより一層進めるためにも、本陳情に賛成いたします。

**〇委員長(佐竹康彦君)** ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐竹康彦君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」 という東京都環境局への要望書(平成15年1月)の更新・再確認を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

## [賛成者起立]

**〇委員長(佐竹康彦君**) 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたします。 本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

ここで説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

\_\_\_\_\_

午前10時 1分 開議

**〇委員長(佐竹康彦君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長(佐竹康彦君) 次に、27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長(長島孝夫君) 朗読いたします。

27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290 条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物 処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情

**〇委員長(佐竹康彦君**) 朗読が終わりました。

直ちに質疑を行います。

- ○委員(森田真一君) 今回は陳情を出されていらっしゃる方が事前の正副委員長との打ち合わせや、またきょうも御説明には見えないということで伺っているんで、あくまでも文面上からということで、質問、可能な範囲で、わかる範囲で教えていただければと思うんですが、このタイトルからしますと、一つは組合規約の3条で、この一部事務組合がペットボトルや容リプラの処理ができるのどうかということを問うているということになるかと思うんですけれども、言ってみれば会社で言えば会社の定款の中で、その事業をうたってなければ事業できないはずだから、この方は資源化施設に対して、建設反対の御立場からということだと思うんですけども、組合規約でうたってないから、この事業を進めることはできないんではないかと。かつ今の時点では変えていないから、変えるべきではないと。こういうふうにおっしゃっているんだなというふうに理解はしたんですけれども、まずそもそもとして組合規約の中で、この容リプラ・ペットボトルの処理というものはできるのかどうかということ、現状でできるのかどうかということをお伺いしたいと思います。この文言に、そのまま当てはめると、ごみとか、廃棄物という言葉の中に容リプラが、この陳情の認識だと入っていないという認識になっているのかというふうに思うんですけども、どういうふうに読み取られていらっしゃるのかということを教えていただければと思います。
- ○環境部長(田口茂夫君) 今議員からお話がありました組合規約の第3条の第1項に、ごみ処理施設の設置及び運営に関することと、この事務が共同処理をすることの一つの項として入ってございます。では、このごみ処理施設とは、どういう施設かということになりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令によりまして、ごみ処理施設とはごみ焼却施設、高速堆肥化施設、破壊施設、圧縮施設などのうち、基本的に1日当たり処理能力が5トン以上の規模のものというふうな形の規定がございます。このようなことから、この圧縮施設等に該当するということから、第1項ではなく第1号ですね、第3条第1号でございます。該当することから、現在の3市共同資源物処理施設は、この中で当てはまるというふうな形で考えているところでございます。

以上です。

- **○委員(森田真一君)** これは、市がそういうふうに考えているということはもちろんだと思うんですけども、小・村・大のほうだとか、また東京都も関係してくるのかと思うんですけども、そちらのほうではどんなふうに認識をされているのかということが、もしわかれば教えてください。
- ○環境部長(田口茂夫君) この4団体におきましても、この組合規約につきましては、先ほどお話をした内容で読み取れるということ。また、4団体におきましては、こういった処理をしていくというところなどを確認しておりますので、また26年12月に4団体で国へ提出いたしました地域計画におきましては、小平・村山・大和衛生組合のほうが事業主体になっているということなども考えております。また、これは東大和で確認したわけではございませんが、組合のほうで許可権限を持っております東京都さんのほうに確認をしたところ、4団体でそういった確認がとれていれば、特段規約の変更の必要性はないというふうな回答を得ているというふうには聞いております。

- **○委員(森田真一君)** 他の一部事務組合でも、当然この容リ・ペットボトルの処理はされていると思うんですけども、そちらのそれぞれの事務組合の規約上でも、この小・村・大と同じようなものになっていると理解していいんでしょうか。
- ○環境部長(田口茂夫君) 多摩地区の一部事務組合におきましても、同様な処理施設を持っているところはご

ざいますが、私どもが調べた範囲の中におきましては、このことから規約変更をしたというふうなところでは 捉えておりません。

以上です。

以上です。

- ○委員長(佐竹康彦君) ほかに質疑はございますでしょうか。
- ○委員(関田 貢君) この問題については、3市共同資源化の基本構想におけるということで、共同資源処理施設の新設に反対ということでなっていますが、この共同処理施設については、私たちまちの市独自のときも、このリサイクルセンターを必要だという東大和市でも考えた経緯があるわけです。ですから、3市の共同施設の中で、こういう時代背景の中で、こういうプラスチックの問題も資源化のリサイクルということで、新しい時代に即して、こういう新しい問題が出てきたときに、そのときに東大和市もそういう中間処理施設事業の中で、3市の共同処理施設がリサイクル施設を当市でつくると、場所が指定されたということについて、私はこういう今中間処理施設事業が、いかに今大変な時期に来ているかということで、この中間処理施設も昭和35年、小平町ができた当時、そして東大和市、村山が40年にお世話になったという、中間処理施設の流れから見て、老朽化対策が進んでいる中で、そういう中間処理施設で3市共同資源化の基本構想のリサイクルも新しく出てきた事業に対応していかなきゃいけない。そして、今の施設が手狭だったり、あるいは老朽化施設の基本構想の中でも検討していかなきゃならない時代に、リサイクルはリサイクルで、こういうふうに資源化をしていくんだということで、3市の市と、そしてその団体である4団体で、この基本合意でここまで進めて今日来ているわけですよね。

そして、ここに書いてある有機物の化合物のVOCの有毒ガスとかということについても、ブラザーの機能について、4市の団体が努力されて今日来ていると思うんです。そういうような環境面とか、すばらしい技術が最近導入されて、今回運営されていると私は信じているんですが、そういう心配された地域の周辺との、地域の合意事項とか、あるいは環境面についての心配のことについて、再度お伺いします。

○環境部長(田口茂夫君) まず、VOCに対する環境面の対策としまして、まず基本構想の中におきましては、活性炭吸着ですとか、光触媒などの装備を装着しまして、設置をいたしまして、環境対策に対応していこうというふうなところで、基本構想上はなっております。具体的な点は、地域連絡協議会などで今後そういったところも含めまして、協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、地域の皆様におきましては、先ほどお話もしました地域連絡協議会におきまして、建設に向けた施設の姿ですとか、そういったもの、また環境の調査、環境アセスなどの内容につきましても、議論はさせていただきまして、御理解を得ていきたいというふうな形で現在進めている段階でございます。

- ○委員(関田 貢君) そうしますと、地域のそういうごみ資源化施設というのは、地域の住民の中に存在する わけですから、地域との交流事業として、市がこの地域に拠点としてブラザー機能のことについても、拠点機 能として地域の利便性につながる施設として、整備内容を検討すると発表しているということで、その地域に 発表しているというのは、どういうことかというと、地域防災とか、地域交流ということは、ふれあいのえん とつフェスティバルとか、そういうのがそれに当たるのかなというふうに私は思うんですが、そういう地域交 流についての努力ということについて、再度確認します。
- ○環境部長(田口茂夫君) 今委員からお話がありました内容につきましては、基本構想の中でそのような形で 記載はあるということは、私も承知はしてございます。今後地域の皆様方と、そういったところの議論を深め

ていきながら、どういったことが必要なのか、またどういったことができるのか、施設におきましても、どういった施設の内容にしていくのかというところも含めまして、その議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**〇委員(根岸聡彦君)** 幾つか質疑をさせていただきます。

この陳情者のほうから出された陳情趣旨を見ると、5つ要望点があるのかなというふうに理解しております。 1つ目は、資源物処理施設建設案に反対ということ。

2つ目が、化学物質から市民の健康と安全を守るということ。

3つ目は、容リプラ・ペットボトルも資源化は各市の単独事業を原則とするということ。

4つ目、容リプラ・ペットボトルの圧縮は行わないと。

5つ目に、一部事務組合の規約改正に反対という、この5つが読み取れるんですが、ちょっと陳情理由のところで、順を追って確認をしていきたいんですけども、陳情理由の中に説明会を一方的に打ち切りから、質問すら受け付けられず、閉会が強行されたという記載がありますが、その当時の状況はどうだったのでしょうか、伺います。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 陳情に記載がございます説明会でございますが、これにつきましては、平成26年11月15日に当東大和市役所の会議棟において開催しました3市共同資源化事業基本構想に関する説明会となっております。当日は、30名の方に参加をいただき開催したものでございます。説明会は、時間がおよそ2時間というふうな限られた中で進めているという状況もございましたので、限られた時間の中で数多くの方に御質問等をいただきたい、そのような形で進行に努めたものでございます。また、時間の限りがあるということで、閉会に当たりましては、今後御要望に応じて私ども4団体の職員が御説明には伺う、そのような旨を申し上げて閉会をしたところでございます。

以上です。

**〇委員(根岸聡彦君)** 私も議事録をちょっと拝見させていただきましたが、一方的に打ち切っているような節は特に見当たらなかったというふうに記憶しております。

もう一つ、地域連絡協議会が主催する40名の勉強会の実態、それから説明会との関連性について、どのよう になっているんでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 勉強会につきましては、本年2月8日に地域連絡協議会が主催という形のもとで、勉強会を化学物質に係る勉強会というタイトルで実施したものです。当日は、環境省が制度として設けております化学物質アドバイザー、こちらの登録制度を活用して講師としてお招きして実施したものでございます。40名というところにつきましては、会場が小・村・大の会議室を用いて実施したということから、定員に限りがあるので、40とさせていただいたところではございます。ただ、当日につきましては、傍聴者15名ということで、枠の中ではおさまって無事に終わったところでございますが、陳情にございます説明会という言葉が使われているですが、こちらにつきましては、あくまでも地域委員さんと私どもが勉強する、せっかく勉強する場ですから、傍聴者も参加できるようにしましょうというふうに実施したものでありまして、この3市共同資源化事業に係る説明会とは関連性はないものでございます。

以上です。

**〇委員(根岸聡彦君)** 陳情趣旨の中に、化学物質から市民の健康と安全を守ることというふうにありますが、

どのような物質のことを言っているんでしょうか。また、健康被害が発生するものなのかどうか、発生するのであれば、どのような被害が出るのか、そのあたりを教えていただければと思います。

- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 陳情書を見ますと、具体的な化学物質という点では揮発性の有機化合物、そちらのほうが想定されるところでございます。ただ、私どもが今計画しております施設、これにつきましては、全国を見ますと数多くございます。そういったところから、同種の私どもが考えている施設から、健康被害が出ている、そういった報告はないものでございます。 以上です。
- **○委員(根岸聡彦君)** 先ほどの委員の質問と重複してしまう部分があるかもしれないんですが、陳情理由の中でVOCの発生について触れております。VOCというのは、これ必ず発生するんでしょうか。また、その影響はどのようになるんでしょうか。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) VOCの関係でございますが、VOCにつきましては、ゼロということは必ずしも言い切れないというふうには考えております。ただ、同種の類似施設が全国に数多くございます。したがいまして、このVOCが微量に発生する中では、長期間の吸収等がなければ人体には影響はない。私どもが今進めております事業計画の中では、人体に影響を及ぼすような害のある施設をつくるものではないものとなっております。

以上です。

- **〇委員(根岸聡彦君)** 陳情者は、この事業に反対をしているように見受けられます。仮に、この事業をやめた場合に、どのような事態が予測されるのでしょうか。また、市民のこの事業に対する状況は、どのようになるんでしょうか。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 今御質問の前半部分、事業への影響ということでございますが、こちらの3市 共同資源化事業につきましては、将来の焼却炉、こちらのほうの更新というのを、間もなく着手しなければい けないというところで始めさせていただいている事業となっております。したがいまして、この3市共同資源 化事業が進まなくなりますと、焼却炉の建て替えが具体的にはできないという形になります。現在焼却炉につ きましては、平成33年までの耐用年数ということで稼働させておりますので、将来に向けての安定処理に影響 が出てくる、そのようになっている状況でございます。
- **○副市長(小島昇公君)** 市民への影響ということでございますが、焼却の部分が市でできなくなるということは、市民には相当大きな影響があるというふうに考えております。そして、平成25年8月に東大和市の中央公民館で3市の市長が集まりまして、こちらの施設の建設については、表明をさせていただいております。つくっていかざるを得ない施設だということで表明をしております。ただし、周辺の住民の方に健康被害等の影響はないようにと。また、それを御理解いただくための説明を十分に尽くすというお話をさせていただいております。

そして、皆さんの理解が得られたかというところは論点になるわけですけども、周りの周辺の住民の方、皆さんに理解を得られましたかというのを議会でも質問いただいておりますけども、必ずしも全員の理解を得られるという状況でないというのは、私ども認識しております。なるべくだったら、1人でも多くの方の御理解をいただけるように、説明もしますし、施設もそういうものをつくりたいというふうに考えております。市といたしましては、周辺の住民の方に丁寧な説明をしていくというのとともに、8万6,000市民の影響をないということで考えてございます。そういった意味で、過日の市長選挙でも市長は、こちらの施設をつくるという

ことではっきりうたっております。対立された候補の方が、施設をやめるということでうたっておりまして、 私どもがこれを選挙の争点にという考えは全然なかったわけですけども、たまたま相手の方がそういうことご ざいましたので、そういうことの中で選挙戦が行われ、結果をいただいたわけでございますが、それに対する 反対意見は当然あったというふうに認識してございますが、多くの方からは、その施設は必要だという御理解 をいただいたというふうに市としては考えております。

以上でございます。

- **〇委員(根岸聡彦君)** 陳情趣旨にあります容リプラ・ペットボトルの資源化は各市の単独事業を原則としという記述があります。本来ごみ処理というのは自区内処理が原則となっているというふうに思うのですが、東大和市の規模で単独事業として実施するということは、これは可能なんでしょうか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 市単独で実施となりますと、やはり財政面でかなり大きい影響を与えてしまいますことから、今回このように計画をしている、具体的にはVOC等の除去装置、設備、こういったものまでを設置して運営するような施設を単独でというのは、現状としては厳しい状況にございます。

また、国の交付金等を活用して施設整備を実施していく事業となっておりますので、そういった観点からも 現在国のほうでは、極力ごみ処理、廃棄物処理につきましては、広域化を図って事業運営をという方針もお持 ちになっている状況から、やはり3市共同でハイスペックな施設を各市の負担を和らげた中で、適切に運営し ていくのが望ましいというふうに考えております。

以上です。

- **〇委員(根岸聡彦君)** 陳情趣旨から見られる要望の4点目ですけれども、容リプラ・ペットボトルを圧縮しないことについては、どのようにお考えでしょうか。
- **〇ごみ対策課長(松本幹男君)** 現在私どもほか2市もそうなんですが、容器包装プラスチックにつきましては、容器包装リサイクル法のルートに乗せて処理を行っているところでございます。したがいまして、容器包装リサイクル法に基づいた処理となりますと、圧縮及び梱包、こちらのほうが必須要件となっているところでございます。

- ○委員(根岸聡彦君) 最後に、先ほどの別な委員のほうから質疑が出されましたけれども、一部事務組合の規 約改正に反対をしているという要望が出ておりますが、この規約改正は必要ないという答弁であったのではな かったかと思います。実際に、そういった規約改正というのがあるのか、ないのか、そのあたり再度確認させ てください。
- ○環境部長(田口茂夫君) 先ほども御質問がございましたとおりでございますが、4団体におきましては、規 約改正の必要性はないというふうな意見集約はできております。また、東京都におきましても、規約改正の必 要はないというふうな見解をいただいているという内容でございます。 以上です。
- ○委員長(佐竹康彦君) ほかに質疑はございますか。
- ○委員(木戸岡秀彦君) 先ほど、規約改正の件で森田委員、根岸委員からも改正はしないということで、それはよく私もわかりました。この陳情は、そもそも3市の共同資源物処理施設の新設に反対することを前提とお話ししております。実際に、私ども公明党もこれまで一貫して、この処理施設の新設については、その必要性の観点から反対の立場をとっております。現時点でも、その考えは変わってはおりません。その上で、何点か、

これは基本的なことというか、根本的なことも含めて、何点か質疑をさせていただきたいと思います。 まず、この施設の建設に関してですけれども、なぜ東大和市の桜が丘の地に想定されたのか、お聞きしたい んですが。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 本事業につきましては、ごみ処理施設の設置及び運営ということで、組合規約にも含まれるというところで、先ほど説明申し上げました。できれば、私ども4団体としては、焼却炉の更新を見据えておるというところがございますので、現在の小平市中島町、こちらのほうに一括して集中した形で設置するということが可能であればよかったんですが、どうしても組合敷地に限りがあるということで、3つの施設をあそこへ集約することができないということになりました。その中で、分散して整備する方法をとるという形になった関係から、現在の東大和市桜が丘の2丁目の場所、そちらのほうが現在リサイクル施設として稼働していること。3つの施設の連携をとる上での必要性、そういったところを勘案しまして、当市内に設置するというふうになったところでございます。

以上です。

- **〇委員(木戸岡秀彦君)** それなら、ほかの候補地というのは想定はされなかったんでしょうか。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) ほかの場所となりますと、こういった廃棄物処理施設をつくるとなりますと、 一般的に最初に当たる土地の用途というのが、やはりどうしても工業用地というふうになります。そうします と、余り中間処理を円滑に行う上では、遠方でも困るというのがございます。そういったことから、円滑に実 施する上で建設に向くような場所、そういったものが近くにはないという状況がございましたので、具体的な 検討というのは行ってないところでございます。

以上です。

- ○委員(木戸岡秀彦君) 実際に、ほかに想定地がないようなことを今おっしゃいましたけども、それちょっと 疑問を私は感じをします。もともと桜が丘で検討されたと思われても、おかしくないと思うんですね。実際に、 通常こういった施設を考えるときに、さまざま比較検討とかするべきではないかと思うんですけども、いかが でしょうか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 場所としての比較検討に至らなかったということで、先ほど私が申し上げたところでございます。したがいまして、廃棄物処理を円滑に行うというところについては、当然いろいろと要素を加味して進めてきたというところでございます。したがいまして、適地という点での比較ができなかったというところで解釈をいただければと思います。

- ○委員(木戸岡秀彦君) 続きまして、このリサイクル事業ですけども、焼却施設と粗大ごみ処理の一体で考えているということですけれども、現在の焼却炉の更新が先ほどもお話ししたように、平成33年に行われるときに、サーマルリサイクルが可能な施設になると聞いております。現在のごみ処理と変わることがあるかどうか、お聞きしたいんですけど。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) 今後建て替える焼却施設、こちらのサーマルリサイクルという点につきましては、現在衛生組合の事務局のほうで検討を内部的にしているところでございますが、サーマルという点につきましては、国の交付金をいただく中で熱回収設備のある施設というところで位置づけをしておりますので、サーマルリサイクルを行うか否かという点につきましては、サーマルリサイクルは行うというふうになっております。ただ、サーマルリサイクルといいましても、私どもが進めている本事業の中では、容器包装プラス

チックと言われるものにつきましては、これは資源化をしていくというところで分けさせていただいているものでございます。

以上です。

○委員(木戸岡秀彦君) わかりました。

続きまして、焼却炉の更新がなされたときなんですけれども、容器包装のプラスチックの処理方法について、 どのようにされますか。

○環境部長(田口茂夫君) 焼却施設ができた後の容器包装プラスチックの処理方法ということの質問だという ふうに受けとめましたけども、現在の基本構想の中では3市共同資源物処理施設、そちらのほうで容器包装プ ラスチックにつきましては、圧縮処理をし、現在と同様な形で国のほうが実施をしております容り協会のほう に搬出をするという予定でございます。

以上です。

- ○委員(木戸岡秀彦君) それでは、容器包装プラスチックの処理をするには、現在と同様に民間事業者で処理 を継続することができないのかどうか、お聞きしたいと思います。
- ○ごみ対策課長(松本幹男君) その点につきましては、地域連絡協議会でも委員さんのほうにちょっと私ども御説明したところがございまして、東大和市が現在の容器包装プラスチックを全域において回収、分別行ったのが、平成21年4月からとなっております。東大和市の場合は、もともとその以前から空き缶ですとか、空き瓶・ペットボトル、こういったものの分別回収、リサイクルをしておりまして、それを桜が丘2丁目で実施してきたところでございます。したがいまして、21年4月から容器包装プラスチックも東大和市としては、公設で実施していきたいという考えは持っていたわけですが、3市共同資源化事業、こちらの事業の計画がございましたので、処理能力等の関係から、その間はうちが民間委託を行って、今来ているというところでございますので、そもそも民間委託という考えというのが、やはりまずは第一義的には廃棄物処理は自治体が設置した施設で、まずはやっていく。そういったところから考えているところでございますので、民間委託を最初から入れた中で一般廃棄物を処理するという考えはないところでございます。

以上です。

- ○委員(木戸岡秀彦君) 今ないということで、お聞きしましたけれども、では民間事業者での処理と3市共同 事業で行う処理とのコスト比較というのはしているんでしょうか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** コスト比較でございますが、まだ現在実施しておりません。大きな理由といたしまして、資源物の処理施設の具体的な施設の姿や内容について、具体的な議論が地域住民の方と今後というふうになっている状況がございます。そうしますと、地域の方との話によりまして、建物の構造ですとか、内部的なつくりが変わってくる。そうしますと、コスト自体がそこで多くまた変動するというふうになっております。

また、現在の現段階で民間委託を東大和市が行っているわけでございますが、なかなかそれを比較検討の材料といたしますと、現在民間委託しているところではVOC対策は行っていない施設となっておりますので、どうしてもそこのところが比較するには検討材料として合わないと、そういった点もございます。 以上です。

**〇委員(木戸岡秀彦君)** 比較検討は合わないというようなお話をされましたけれども、通常民間ですと普通は何らかの事業を行ったりするときには、必ず見積もりもしっかり出して比較検討するというのが、これは実際

には常識だと思うんですね。実際には、もうこれは比較検討しないで決めるような雰囲気を私は思うんですけ ども、これはどうなんでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 実際に現状とのコスト比較という問題につきましては、ただいまごみ対策課長からもお話がありましたとおり、施設の内容が若干VOC対策等の内容も大きく違ってきておりますので、当然そういったところから加味しますと、3市共同資源物処理施設のほうが経費的なものも高くなるだろうというふうな、あくまでも推測はしてございます。

また、今後施設につきましては、今年度実施計画等を計画してございますので、そういったところでより精査した中の建設に当たっての経費等は、今後地域連絡協議会等も含めて、御提案できるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員(木戸岡秀彦君) よろしくお願いいたします。その件に関しては。

最後ですけれども、先ほど住民の理解を得ているのかという部分で、当然まだ得ていないようなお話をされましたけれども、実際に合意が得てないということに関して、基本的にどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいんですけど。

**○副市長(小島昇公君)** なるべくたくさんの方の御理解をいただきたいという考えは、終始一貫変わっておりません。ただ、どういう施設をつくりましても、施設に反対だという意見があるのも事実だというふうに思っております。しかし、根強く反対をされる方もいらっしゃいますので、やはり私どもとしては御理解をいただけるような説明、勉強会等は機会あるごとにしていきたいと考えております。

以上でございます。

- **○委員長(佐竹康彦君)** ほかに質疑はございませんでしょうか。
- ○委員(森田真一君) この間、住民の皆さんが、特に問題にされていらっしゃるのが、この資源物処理施設が一般的な意味での迷惑施設だということよりも、必要性は認めつつも具体的に平成17年以降、桜が丘のあの想定地につくるんだと決めてかかって、それ以降それを前提にずっと議論が進められているということに対して、手続上住民の合意が十分に形成しきれてないということが、問題にされているのかなというところが強いというふうに私は、自分が参加して聞いている範囲では、そういうふうに思っているんですけども、この手続論で言うとかなり過去の文書も含めて、今反対されている住民の皆さん、よく研究されて話をされているなというふうに思ったんですが、今回この陳情の中で出されている、この規約に反して、これを言ってみれば脱法的にと言ったらいいんですか、進めようとしているというふうな立場で反対をしているというような意見は、これまでに出たことがあるのかどうか、住民の方たちから、そういうような意見がまだほかにもあるんだというようなことがあるのかどうかということについて、伺いたいと思います。
- ○環境部長(田口茂夫君) 委員のほうから今脱法的なというふうなお話が若干ございましたけど、行政がやる 仕事でございますので、基本的にはそういうふうなことはないというふうなことで認識はしてございます。 また、この規約に対することに関しましては、地域連絡協議会等におきまして、こういった議論がされたと いう経緯もございません。

以上です。

**○委員(実川圭子君)** 陳情理由の2のところなんですが、この陳情者の方は2の2行目のあたりで社会的要請 は安定的な資源化などではないというふうにおっしゃっていて、その2の最後のほうに、各市がそれぞれの状

況に応じ最も適した基準で推進され、最良適正な資源化事業が実施されることが要請されているのであるというふうに書いておりますけども、この要請というのは具体的に何か市のほうなどにあったのか教えてください。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 陳情者が社会的要請というところで、何をおっしゃりたいのかがちょっとわかりかねるという点はございます。ただ、一つ言えますのが、地域的な要請というのは、やはり多摩地区の場合、内陸型の埋立処分場を使わせていただいているという状況がございますので、そういったところの部分からは、極力焼却する廃棄物の量を減らすというところの地域的な観点からの要請は、当然にしてあるのかなというふうに認識はしております。

以上です。

- ○委員(実川圭子君) それから、先ほど御答弁の中で今度3番のほうの下のほうの説明会のことなんですが、 11月15日の説明会の後に、時間も少なかったので要望に従い職員が出向いていくというようなことを、最後に おっしゃったというふうな答弁があったと思いますけども、この説明会の後に具体的に、どこかの団体からの 要望があって説明に出向いたようなことがあったのでしょうか。
- **○ごみ対策課長(松本幹男君)** 具体的な、その後の説明会の要望、要請等はないものであります。 以上です。
- ○委員(実川圭子君) あとは、もう1点、なかなか説明不足というか、そういった声も非常に聞かれるところなんですが、先ほど御答弁の中で地域の人との議論を深めていくというような御答弁だったと思いますけども、具体的には地域連絡協議会の方が中心になるかと思いますけれども、やはりその周辺にはたくさんの市民の方もいらっしゃいますので、ほかの方への説明会というか、今後の予定などがありましたら教えてください。
- ○環境部長(田口茂夫君) まだ、具体的な日程等は、そういったところで何をするかというところでは決まっているわけではございませんが、今までも基本構想案の策定に当たりましても、市民説明を行ってきております。また、パブコメも実施してきてございます。また、それ以降、この案件によります11月に基本構想の内容の説明会等を行ってきております。

また、今後の予定としましては、環境影響調査なども実施、もう既に始まっておりますけど、そういった内容ですとか、実施計画なども今年度つくっていく予定がございますので、そういったところ、時々、そういったことも含めて、実際にそういったものが出てくるであろうというふうなことは考えております。

また、従前から4団体におきましては、御要望があれば出向いて説明会も実施していくと。また、必要であれば出前説明なども実施していくというふうなスタンスはとってございますので、そういった機会を捉えて説明は実施していきたいというふうに考えております。

- **○委員(木戸岡秀彦君)** 最後に、あともう1点なんですけれども、先ほどこの施設を受け入れることを拒否した場合という、先ほどお話がありましたけれども、拒否した場合は焼却炉の建て替えができないという、先ほど副市長のお話がございましたけれども、ということは東大和市で焼却ができないという、こういうことは住民等に説明会はされたんでしょうか。
- **○副市長(小島昇公君)** 粗大ごみと焼却の施設と3市資源物処理施設、この3つは一体のものですよというお話はさせていただいております。そして、やはり折に触れて中島町の協力を得ている中で、小平市で焼却の施設を今行っておりますので、東大和市の協力がもしなかった場合には、このまま3市の枠組みを継続できるかどうかというようなことは実際に聞いております。

以上でございます。

○委員長(佐竹康彦君) ほかに質疑はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。 これより自由討議を行います。

- ○委員(実川圭子君) いろいろの御意見が出てよかったと思いますけれども、この陳情に関しては、やはり規 約改正に反対する決議を求めるということがタイトルにも入っていて、趣旨にも入っています。それで、規約 に関しては、変更の必要がないということだと思いますので、私はそれは採択はできないと思っています。
- **〇委員長(佐竹康彦君)** ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(佐竹康彦君) 御異議ないものと認め、自由討議は終了いたします。 討論を行います。
- ○委員(森田真一君) 本陳情については、この陳情趣旨の共同資源化処理施設の建設に反対をされるという立場については、私どもも今の時点では現状では同じ意見ではありますが、ただそれをもとにこの規約の改正をしなければ、これが進められないということについては、どうも今のやりとりからすると事実としては認めがたいということを思いましたので、本陳情については反対をせざるを得ないということを考えております。
- **〇委員長(佐竹康彦君)** ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐竹康彦君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290 条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物 処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇委員長(佐竹康彦君) 起立なし。

よって、不採択と決します。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

**〇委員長(佐竹康彦君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長(佐竹康彦君) 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

本委員会において、所管事務調査を行いたいと思っております。委員の皆様から事前にいただきました案をもとに、正副委員長においては、(1)自転車対策について、(2)都市計画道路整備事業の促進についてを調査事項としたいと思い、本日所管事務調査通知書(案)を机上配付させていただきました。ほかに調査事項について、御意見がございましたら、ぜひ御発言をいただき、御協議いただきたいと思います。

ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** それでは、お諮りいたします。

本委員会におきまして、所管事務調査通知書(案)に記載のとおり、所管事務の調査事項、調査目的、調査 方法、調査期間を決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐竹康彦君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決定しました所管事務調査事項を閉会中も継続して審査するため、会議規則第101条の規定により、 委員長から議長に申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(佐竹康彦君)** 御異議ないものと認め、さよう決します。

**○委員長(佐竹康彦君)** これをもって、平成27年第3回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。 午前10時50分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 佐 竹 康 彦